



家畜は、飼料中の放射性物質が少なくなるよう管理しています。

■飼料中の放射性セシウム暫定許容値

牛、馬用飼料 100Bq/kg

豚用飼料 80Bq/kg

鶏用飼料 160Bq/kg

養殖魚用飼料 40Bq/kg

原乳は2011年4月以降は全て基準値となる50Bq/kg以下となっています。また、牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵では、2013年度以降に基準値となる100Bq/kgを超過したものはみられません。なお、これらの基準値は、2012年4月より設定された値です（2011年度は暫定規制値が適用されていましたが、2012年以降の結果と比較するために、現在の基準で集計しております）。

原乳の検査についてはクーラーステーションごとに検査し、牛肉の検査については2018年度以降は岩手県、宮城県、福島県、栃木県で3か月に1回程度全戸検査を実施しています。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2020年3月31日